

移動できる仮設便所のし尿くみ取り申込における同意書

- 1 仮設便所のくみ取り場所及び使用場所は、魚沼市内であること。
- 2 し尿が入ったままの仮設便所を移動する場合は、当該便所を使用した者が行うこと。
(注1) 使用した者には、法人を含みます。
(注2) 使用した者以外の者が移動した場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条違反となる恐れがあります。

私は、以上を遵守することに同意したうえで、し尿くみ取りを申し込みます。

年 月 日

事業者名 _____

担当者名 _____

※仮設便所のくみ取り場所と使用場所が異なる場合は、し尿くみ取り申込書の仮設便所くみ取り場所に使用場所も記入すること。